

監委第727号
令和4年8月5日

堺市長 永藤英機様

堺市監査委員 小堀清次
同 田淵和夫
同 藤坂正則
同 播磨政明

令和3年度堺市内部統制評価報告書
の審査意見の提出について

地方自治法第150条第5項の規定により審査に付された令和3年度堺市内部統制評価報告書を審査したので、次のとおり意見を提出します。

令和3年度堺市内部統制評価報告書の審査意見

第1 審査の対象

令和3年度堺市内部統制評価報告書

第2 審査の期間

令和4年7月15日から令和4年8月5日まで

第3 審査の方法

審査に付された内部統制評価報告書における評価手続及び評価結果に係る記載が相当であるかについて、関係書類との照合、関係職員から説明の聴取を行うなどの方法により審査を実施した。

第4 審査の結果

内部統制評価報告書について審査手続を実施した結果、評価手続及び評価結果に係る内部統制評価報告書の記載は相当であると認められた。

なお、令和3年度の内部統制評価報告書審査の過程で、内部統制評価手続において改善が望ましいと考えられる事項が見られた。その内容は以下に示すとおりである。

(1) 業務レベルの内部統制の評価対象について

内部統制制度の対象について、令和3年度においても財務事務の全て及び財務事務以外の事務のうち「情報管理」のみとしている。

しかしながら、財務事務以外の事務においても、内部統制に不備があった場合の影響度は、財務事務における不備の場合と同様に重要である。したがって、財務事務以外の事務についても概ね全ての事務を内部統制の対象とする事務とした上で、年度ごとに評価の重点項目を指定し評価手続を実施すべきである。

また「情報管理」の取組においても、各部局が業務レベルのリスクの洗い出しや対応策を検討するために使用する「リスク一覧表」で設定されている評価項目は「個人情報の管理」及び「機密情報の管理」のみとなっている。

しかし、情報管理には個人情報や機密情報といった情報の漏洩防止等を目的とした管理だけではなく、市ホームページなどによる適切でタイムリーな

市政情報の発信、外部からの情報収集や収集した情報の活用、庁内での情報共有など様々な取組が包含され、事務事業の適正かつ効果的な執行の観点から評価すべきものがあると考えられる。

またデジタル・トランスフォーメーションの推進に伴い、事務処理や行政手続がペーパーレス化、オンライン化されることなどにより業務の効率化が図られる一方、情報管理面で市の業務や市民生活等に影響を及ぼす新たなリスクが発生することが想定される。

こうしたことを踏まえて、情報管理における内部統制については、対象となる取組やリスクを幅広く設定することが望ましい。